

広報あじす



AJISU

昭和59年

No.395

11 / 5

広報あじす 毎月5日 発行
お知らせ版 毎月20日 発行

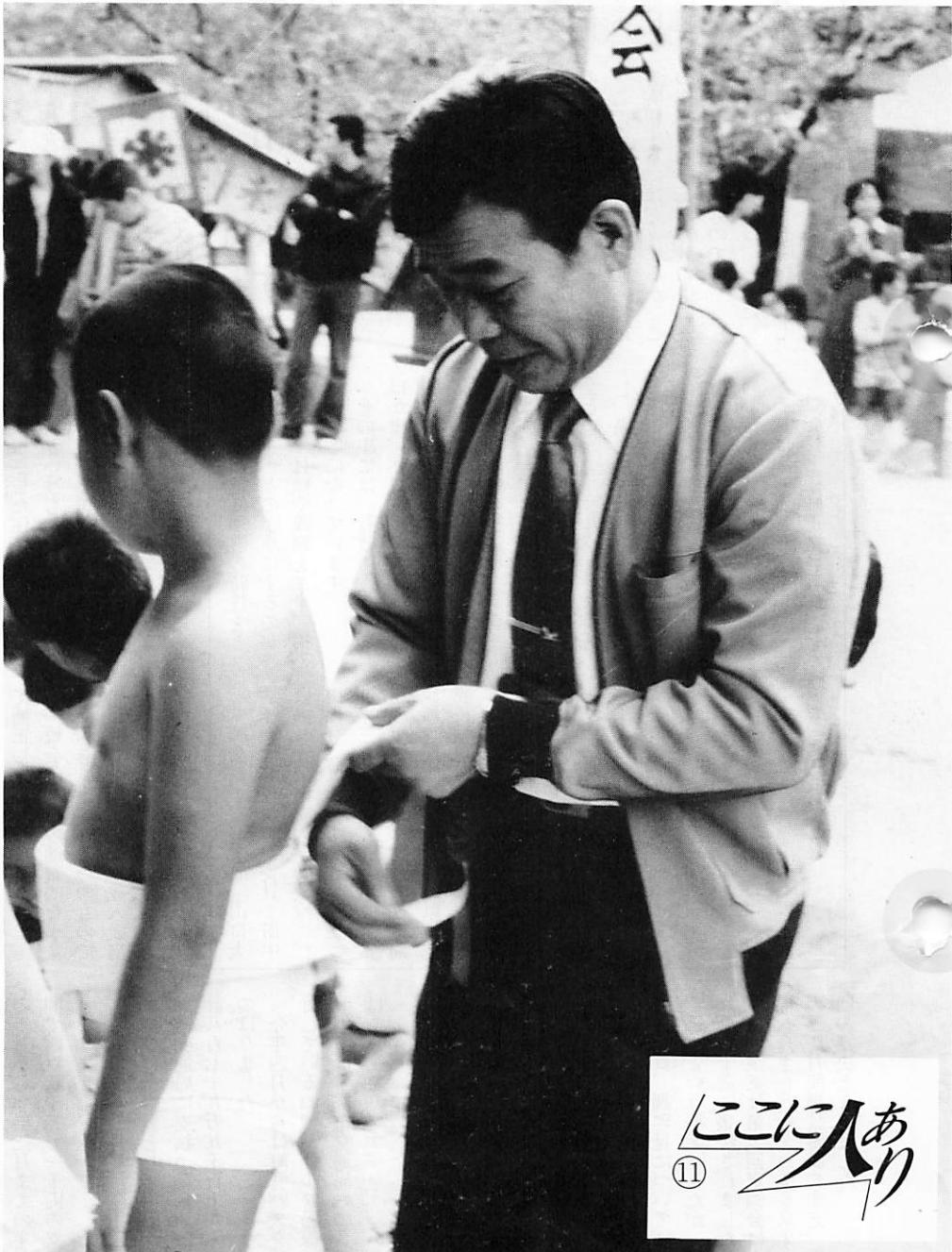
山口県吉敷郡阿知須町
発行 阿知須町役場
電話 4111番(代) 754-112

印刷 よしの印刷株式会社

相撲で育てたくましい子

夢託すアマ相撲の猛者

橋本正義さん
(小古郷西)



ここに人あり
(11)

プロの相撲界は巨漢・小錦の活躍で秋場所の話題をさらったが、県下のアマチュア相撲界はこのところ低滞気味である。その中にあって、もっと相撲選手を育てていきたいと励んでいるのが橋本正義さん。

宇部工業高校のとき、高校選手権や選抜大会など全国大会に七回出場、宇部興産ラクタム工場(現在は化学事業部ケミカル工場と改称)に入社してからは県代表として国民体育大会など

全国大会に一般の部で三回、青年大会に一回出場の経験をもつ。高校のときは団体でベスト8に三回進出。青年大会では個人の二位に輝いた。その後は一般部の山口県監督として国体に五回出場している。昭和二十八年から三十年代にかけてである。そうした経験もあって、現在

昭和三十年ごろは宇部工高の

小学四年のとき父が戦死。姉との二人姉弟が母を助けて育つた。いまは、自分の長女も嫁ぎ、長男は大学四年生。亡母の苦労を改めて知る年齢に達した。職場はラクタム製造の運転主任。身長一七〇センチ、体重は七二キロ、四十八歳。

相撲部は全盛を極めた。そのころの選手がいろいろな職場に散り、実業団相撲も盛んであったが、諸事情が重なり、数多くの相撲部が消えていった。昨年、宇部工高相撲部OB会を結成したら三百七十人が加入した。橋本さんはその幹事長もつとめている。

「身体の大きい選手がいるので相撲部に説くと『あまり鍛えないでくれ』というのが多いそうです。それでも鍛えようとするところやめていく」

「いまは子ども相撲に人気が出てきました。相撲は裸で身体ごとぶつかっていくスポーツです。相撲を通じてたくましい人間に育ってくれるとよいのですが……」。そういうて、子ども相撲のあるところには顔をのぞかせ、たくましい子の育成に夢を託している。

宇部工業高校のとき、高校選手権や選抜大会など全国大会に七回出場、宇部興産ラクタム工場(現在は化学事業部ケミカル工場と改称)に入社してからは県代表として国民体育大会など

工藤教育長 二期目に

職員の定年は六十歳にきまる

会議町

第二回町議会（九月二十六日～十月八日）は町長提出の九議案を原案どおり可決、前回から継続審議の「職員の定年等に関する条例の制定について」は一部を修正して可決しました。

議決事項の主なものは次のとおりです。

〔教育委員の任命について〕

十月で任期（四年）が満了の工藤靖夫（六五）・小古郷西一（井本操（六三））・岩倉則一（両氏）を再任を同意しました。

〔教育委員の任命について〕

工藤委員は、その後、町教育委員会（五人）で互選により教育長に選ばれ、県教育委員会の承認を得て十月十六日から町教育長就任二期目にに入りました。

「質の高い住宅都市」めざす

長期方針策定へ地域指定受ける

阿知須町は建設省から「地域

来像として
住宅計画策定事業」の地域指定

を受け、今年度事業として、住宅政策の長期的な方針をたてることになりました。

建設省の住宅計画策定事業は

昨年度から始まりましたが、補助金を出すのは今年度がはじめてです。今年度地域指定を受けたのは全国で二十市町。中国地区は鳥取県倉吉市と本町の二か所です。

本町は五十六年に町基本構想をたてましたが、この中に、将

①人間と自然の調和する「田園都市」②文化的で質の高い「住宅都市」③未来をひらく「科学技術集積都市」④個性を伸ばす「生涯教育都市」の四つの柱をたてています。

この中の、質の高い住宅都市を実現するにはどうするか、この計画策定は、どこに、どんな住宅を、どれだけ建設し

よつというところまではいかず所です。

▽会長一三好正之（町長）

会員（会員） 福永安信（建築士）

（附属機関設置条例の一部改

正について）建設省から本町が地域住宅計画策定の地域に選ばれたことに伴い、計画策定ための委員会を設けるための案件

この計画は将来に向けて住宅

はどあるべきか、歴史的、文

化的、地域性などを配慮しつ

地域に根ざした住宅を整備して

いこうというものです。

基本方針の策定費として国か

ら五百萬円の補助を受け、一千

万円で来年三月までに方針をま

とめあげることになっています。

その中には、行政の役割のり

ほに、住民も緑化の推進や、

まち並み景観の保持につとめた

り、ふれ合いを深めるための環

境づくり運動の推進なども含ま

れます。

計画策定は中国地方総合調査

会（以下「調査会」とい

う）が行なうもので、

これまでの運行経費として本町が

年一月十五日から阿知須ゴル

フ場線を廃止することを決定し

たあと「赤字分は阿知須町が負

担する」ということで今年三月

まで運行を継続してもらっています。

そのうち、今回は去年

の十月から今年三月までの半年

間で四百八十二万一千円の支出

となりました。

これで去年一月から今年二月

までの運行経費として本町が

計八百七十九万九千百十九円に

のぼりました。

今年四月からは町営バスを運

行しているので、ゴルフ場線に

ついては宇部市交通局への負担

はこれで終ります。

〔職員の定年等に関する条例

制定〕町職員の定年はこれまで

定められていませんでしたが、

これを六十歳と定めて来年二月

三十一日から実施しようとする

ものです。庶務員、用務員、労

務作業員、調理員については六

十三歳という原案でしたが、こ

れも六十歳に譲るされました。

この議案は第一回定期例会に上

程されました。審議を尽すた

め三ヶ月間繼續審議のすべく、今

回の議決となりました。

井本委員は本町教育委員のうち唯一の女性委員。小学校教員の経験があり、二期目です。

策定に当っては学識経験者や業界、住民代表者ら十七人の委員によって協議を重ねていただきます。

〔附屬機関設置条例の一部改

正について〕建設省から本町が

地域住宅計画策定の地域に選ばれたことに伴い、計画策定ための委員会を設けるための案件

この計画は将来に向けて住宅

はどあるべきか、歴史的、文

化的、地域性などを配慮しつ

地域に根ざした住宅を整備して

いこうというものです。

基本方針の策定費として国か

ら五百萬円の補助を受け、一千

万円で来年三月までに方針をま

とめあげることになっています。

その中には、行政の役割のり

ほに、住民も緑化の推進や、

まち並み景観の保持につとめた

り、ふれ合いを深めるための環

境づくり運動の推進なども含ま

れます。

計画策定は中国地方総合調査

会（以下「調査会」とい

う）が行なうもので、

これまでの運行経費として本町が

計八百七十九万九千百十九円に

のぼりました。

今年四月からは町営バスを運

行しているので、ゴルフ場線に

ついては宇部市交通局への負担

はこれで終ります。

〔職員の定年等に関する条例

制定〕町職員の定年はこれまで

定められていませんでしたが、

これを六十歳と定めて来年二月

三十一日から実施しようとする

ものです。庶務員、用務員、労

務作業員、調理員については六

十三歳という原案でしたが、こ

れも六十歳に譲るされました。

この議案は第一回定期例会に上

程されました。審議を尽すた

め三ヶ月間繼續審議のすべく、今

回の議決となりました。

百四十八万九千円の追加です。歳入は国からの交付税や住宅

計画の補助金、前年度の繰越金

などが主。歳出は地域住宅計画

策定、宇部市営バスのゴルフ場

線補助金が大きく占めています。

バスの補助金は宇部市営バスが去

る年一月十五日から阿知須ゴル

フ場線を廃止することを決定し

たあと「赤字分は阿知須町が負

担する」ということで今年三月

まで運行を継続してもらっています。

そのうち、今回は去年

の十月から今年三月までの半年

間で四百八十二万一千円の支出

となりました。

これで去年一月から今年二月

までの運行経費として本町が

計八百七十九万九千百十九円に

のぼりました。

今年四月からは町営バスを運

行しているので、ゴルフ場線に

ついては宇部市交通局への負担

はこれで終ります。

〔職員の定年等に関する条例

制定〕町職員の定年はこれまで

定められていませんでしたが、

これを六十歳と定めて来年二月

三十一日から実施しようとする

ものです。庶務員、用務員、労

務作業員、調理員については六

十三歳という原案でしたが、こ

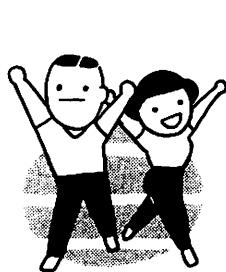
れも六十歳に譲るされました。

この議案は第一回定期例会に上

程されました。審議を尽すた

め三ヶ月間繼續審議のすべく、今

回の議決となりました。



声かけて ふれあう心 みんなの子

11月は全国青少年健全育成強調月間

少年の明るい笑顔は家庭から「毎月第3日曜日は家庭の日」

ドライバーの“落とし穴”

酒とスピードに酔うな！

今年もあと2か月、だんだんあわただしくなってきます。車を運転する人々にとって、そのあわただしさが安全運転になくてはならない“ゆとり”を奪い、ついスピードを出し過ぎたりしてしまうようです。また、忘年会なども始まり酒を飲

む機会も増えてきます。

ドライバーにとって最も注意しなければならない時期を安全に過ごすためにはどうしたらよいのか。スピードの出し過ぎの怖さと飲酒運転にスポットを当ててみました。

車を走らせていると「制限速度四十キロ」や「徐行」といった速度標識をよく目にします。たゞ、車の持つ最も本質的な機能は、その「スピード」にあるといわれています。しかし現実には、いろいろなスピード制限があつて、車本来の機能に“制約”が加えられています。なぜでしょ？ 速度は事故の

スピードが増すにつれて視力が落ち、視野が狭くなることは経験的に存じの方もおられるでしょう。

具体的に見てみましょう。

視力は、時速三十キロぐらいで四分の三に落ち、時速七十キロぐらいになると、半分ぐらいまで低下してしまいます。

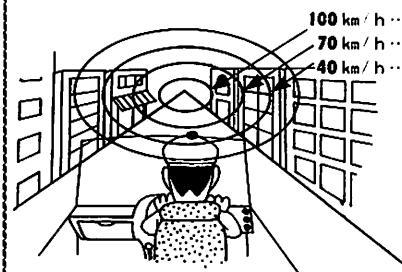
また、視野もスピードが上がるほど狭くなっています。時速四十キロのとき一〇〇度くらい

あつた視野が、時速百キロになるとわずか前方四〇度くらい

飲酒運転の禁止

乗るなら飲むな

飲んだら乗るな



速度と視野の広さ
(視力1.0以上で見える範囲)

人命、家庭を打ちくだく
・スピードの破壊力

危険をほらんでいるからです。
昭和五十八年の死亡事故をみると、スピード違反によるものは約三%，ほぼ四件に一件の割合となっています。これはわざ見運転や前方不確認などの安全運転義務違反による事故に次いで、二番目に多い死亡事故原因となっています。

この数字は、ドライバーの皆さん、いかにスピードの持つ破壊力、や怖さを軽視しがちであるかを示している、と言えないのでしょうか。

スピードを出せば出すほど、

視力が弱まり、視野が狭められるという事実を知り、スピードは控えるようにしましょう。

になってしまいます。

スピードを出せば出すほど、

視力が弱まり、視野が狭められるという事実を知り、スピードは控えるようにしましょう。

ブレーキを踏んでも
車はすぐに止まらない

町税と町財政の関係はどうなつているのか

2

つまり、千円納めた場合、町

役場の管理運営費などに総務費

と/or 73円、農林水産業

の振興などに農林水産業費とし

て百五十七円使われるといふこ

とにあります。

今年度の歳入予算の町税の内

税は

グラフ3のとおり、固定資

務税です。

都市計画税、電気税、たばこ消

費税です。

固定資産を納める人は、原則として固定資産の所有者です。ただし、一月一日より前に所

有者が死亡している場合などは、一月一日現在で土地や家屋を現に所有している人が納税義務者となります。

月の給料から納めるしくみになつていて直接負担しますので、所得税とともに最も身近な税金といえます。

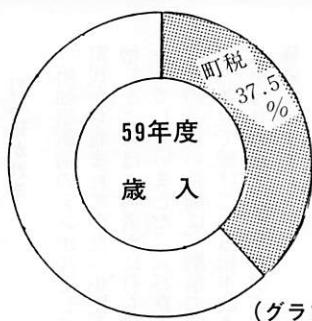
昨年死亡した人の今年の町民税はどうなるのか

とりますと、歳入総額十六億二千百六十九万九千円のうち、町税は六億八百三十二万六千円で

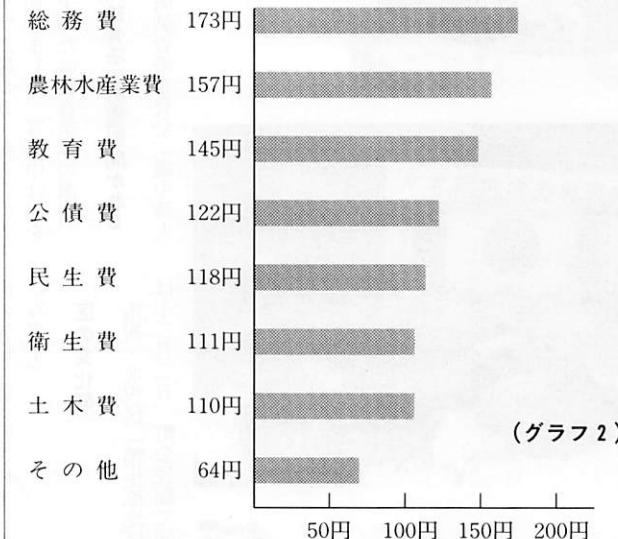
歳入総額の三七・五%を占めています。(グラフ1)

町税は、歳入予算の約四割を占める町にとって貴重な自主財源です。

また、町税の使われ方ですが、たとえば町税を千円納めた場合、次のようになります。(グラフ1)

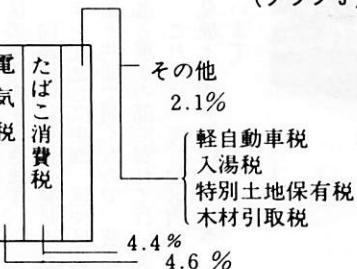


町税1000円のゆくえ(59年度)



(グラフ2)

(グラフ3)



固定資産税とは、毎年一月一日現在で、土地、家屋、償却資産(これをまとめて「固定資産」といいます)を所有している人がその固定資産の価格をもとに算定される税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金のことです。

たとえば、①構築物(鉄塔、岸壁など)②機械や装置(ポンプ、大型特殊自動車など)③船舶、航空機④工具、器具、備品(机、ロッカーなど)などの事業用資産です。家庭用資産は事業用として使用していない限り課税対象とはなりません。

くわしくは固定資産税に関する問い合わせいただければ結構です。

償却資産とは何か

会社や個人で工場や商店などを経営しておられる人が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品などをいいます。

たとえば、①構築物(鉄塔、岸壁など)②機械や装置(ポンプ、大型特殊自動車など)③船舶、航空機④工具、器具、備品(机、ロッカーなど)などの事業用資産です。家庭用資産は事業用として使用していない限り課税対象とはなりません。

固定資産を納める人は、原則として固定資産の所有者です。ただし、一月一日より前に所

有者が死亡している場合などは、一月一日現在で土地や家屋を現に所有している人が納税義務者となります。

町民税は毎年一月一日現在で住所のある人に対して、町が課税しています。

したがって、昨年中に死亡された方に対しては今年の町民税は課税されません。

年途中で引越した場合の住民税(町民税)の納付先は

住民税は一月一日現在で住所のあった市町村に納めることになりますから、年の途中に引越しでも、もとの市町村に納めることになります。

町民税とは何か

住民税のことと、町内に住んでいる人たちが町に納めるもの

を町民税とよんでいます。ここでいう住民には、個人だけでなく法人も含まれます。

町民税は、税金を負担する能力のある人が均等の額によって負担する均等割と、その人の所

得金額に応じて負担する所得割

(法人の場合には法人税割などがあります)の二つから構成されています。

サラリーマンなどの場合、毎

原則としてその市町村の住民基本台帳に記録されている人をいいます。しかし、市町村の住民基本台帳に記録されているものとして

おねがい 家屋の増改築をされた方や、予定のある方は税務課へご連絡ください。(電話四二一、有線二二五三)

税金についての相談や質問をお受けする窓口を一層広げ、みなさまのおいでをお待ちしています。



11月11日～17日

今年度の歳入予算の町税の内

とになります。

固定資産

固定資産税とは何か

税が四〇・八%、町民税が三九・〇%で町税の約八割を占めています。

残り二割のうち、主なものは

都市計画税、電気税、たばこ消

費税です。

固定資産を納める人は、原則として固定資産の所有者です。ただし、一月一日より前に所

有者が死亡している場合などは、一月一日現在で土地や家屋を現に所有している人が納税義務者となります。

昨年死亡した人の今年の町民税はどうなるのか

月の給料から納めるしくみになつていて直接負担しますので、所得税とともに最も身近な税金といえます。

今年度の町の一般会計を例に

とまり、千円納めた場合、町

役場の管理運営費などに総務費として百七十三円、農林水産業

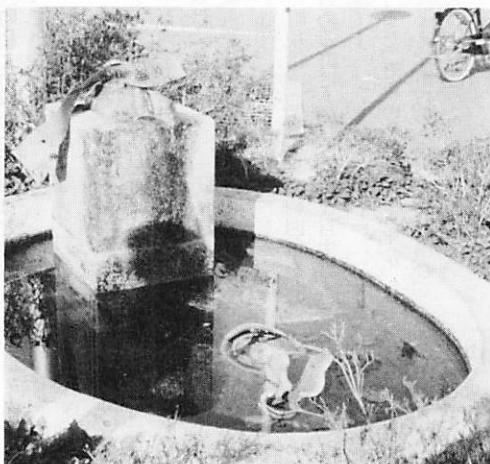
の振興などに農林水産業費とし

て百五十七円使われるといふことになります。

今年度の町の一般会計を例に

ふれあい広場

「ふれあい広場」はみんなさんのページです。
町政への提言や身近かな話題、絵画など町企画室(有線二一四四)へお寄せください。



駅前のシンボル「小便小僧」
打ち砕かれる
阿知須駅前のシンボルとして町民から親まれていた「小便小僧」がこのほど何者かに打ち砕かれてしましました。(写真上)
この心ない行動に、駅前の清掃を善意で続けていた松本武さんをはじめ多くの人たちが心を痛めています。

まちの 門かう

住みよいまちをつくるため、
このよくなことが起きないよう
にしたいものです。

「防犯の夕べ」に五百人

十月十七日町公民館で「防犯の夕べ」が開かれ、約五〇〇人が参加しました。写真中は会を盛り上げた県警音楽隊の演奏。

合同納骨塔の慰霊祭開かれる
合同納骨塔奉賛会(繩中勝人)



会長(主催の慰霊祭が、このほど岡山合同納骨塔で開かれ、塔内の先祖の靈を慰さめました。(写真下))

区の文化祭

区の文化祭を開きます。
同地区の壮年会が発足十五周年を記念して企画、区や区公民館と共に開くもので、芸能の部と展示の部に別れて行います。
これによって、地区内の人材発展と育成、親ばくをめざしています。



みのり田の稲穂ついばむ雀の群
テープきらめき飛び立ちて行く
眼を病みし友は言ひにき点字に
て短歌学ぶと言ひひて逝く
岩礁に白き翼の海鳥が群れて憩
へる淡き陽の中

平海 アサノ
正司 ウメノ
藤重 アヤ子
砂村 ヤス子

つかいすぎ痛む右手で今日一日
かぎりの縫物ことなく終へり
この我は搖り籠の如包まれてみ
おしへを聞く今日の御法話を

(藤重 幾代
書籍みな運び去られし第三書房
人影と絶の音板はがす音

遠き過去振りかへることの多く
なり吾も老ひ来し証しなるべし
家下のグラウンド明るし蹴り合
えるサッカーの声と音とほりく
る

中村 光
木原 百合雄
松代 二郎
中本 幸枝
稻刈りて一休みせんと麦わら帽
取ればこもりし汗と陽匂ふ
しきじろと咲く紫蘇の花よけな
がら生れし孫の襟襟(きょうほ
赤子の着物)を干し

師井 泰枝
石田 サダ子

ぼくの学校 わたしの学校

阿知須町民憲章

22日	感謝・ふれあい集会
27日	インフルエンザ予防接種
9日	育友会・後援会視察旅行
10日	アメリカ教育視察団学校訪問
14日	貯金・保険・ベルマークの日、健康診談
18日	日曜参観日、PTA研修
22日	振替休日
27日	井関小学校
8・9日	体重測定
18日	参観日
24日	振替休日
26日	インフルエンザ予防接種
27日	貯金日
29日	インフルエンザ予防接種
30日	参観日

8日	ぎょう虫検査
9日	育友会・後援会視察旅行
10日	アメリカ教育視察団学校訪問
12日	三年統一テスト
14日	文化祭
18日	文化祭
19日	振替休日
26日	貯金・保険納入日
27日	インフルエンザ予防接種
29日	インフルエンザ予防接種
30日	参観日

阿知須町民憲章

阿知須町民憲章

一、勤労を尊び、
奉仕の精神で励みます。
二、スポーツに親しみ、
健康で明るいくらしさを
築きます。

一、生涯を通して学び、
うるおいのある生活を
 möchtenます。

一、きまりを守り、
温かい心のふれあいを
ひろげます。

一、伝統と自然を大切にし、
住みよいまちをつくります。

一、きまりを守り、
温かい心のふれあいを
ひろげます。

一、伝統と自然を大切にし、
住みよいまちをつくります。

一、きまりを守り、
温かい心のふれあいを
ひろげます。

一、きまりを守り、
温かい心のふれあいを
ひろげます。



短歌

青年海外協力隊

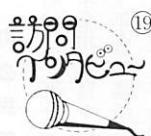
隊員を募集



青年海外協力隊はアジア・アフリカ・中近東・中南米・南太平洋の開発途上にある国々に対して、経済・社会の発展のため技術・技能を身につけた心身ともに健全な日本の青年を派遣して、各国の国づくりに協力しています。

協力隊では隊員を次のとおり募集しています。

▽資格 満二十歳以上、原則として三十五歳までの日本の男女▽願書締め切り 十月三十日▽選考 第一次選考(筆記、作文・英語・技術) 英語は中学卒業程度、農林水産・加工・スポーツ



婦人防火クラブの初代会長

西村 澄子さん
砂三

今回の訪問インタビューは、十月に結成された婦人防火クラブの初代会長の西村澄子さんです。

――婦人防火クラブとは
「町内の婦人で組織されたもので、現在会員数は二十人です。町の消防団とは少しづつが、消防団の方のご指導をいただきながら、がんばっていこうと思います。十一月十五日に山口市で、婦人防火全国

「新しくできたクラブなので、

まだ手さぐりのような状態ですが、町役場や消防団の方のご指導をいただきながら、がんばっています」

西村会長以下の主な役員は次のとおり。(敬称略)
▽副会長 高井政江(岩西前) 田中仁美(浜表)▽理事 吉武愛(築地)、藤井より子(門松)、長尾伊津子(河内)

募 集 説 明 会

11. 15 (木)	18時 ~21時	宇部市松山町1-12 宇部市勤労青少年会館視聴覚室	0836 31-5515
11. 20 (火)	"	山口市中央町2-5-1 山口市中央公民館視聴覚室	0839 22-0381

○内容

映画上映 「協力のなかの青春」「海と大地をこの手に」

- 隊員OB体験談
- 応募相談

児の早期発見、早期治療をはかるためのもので、医師や専門家が適切な助言、指導、療育機関の紹介などを行います。

▽対象 在宅障害児とその保護者

▽日時 十一月三十日(金)午後一時~三時

▽場所 しらさき会館(山口市

堂の一番五号)

▽申し込み先 十一月十四日(

水)までに、町住民課福祉係へ

います。

▽日時 十二月二日(日)午前九時半受け付け開始

▽会場 トリムコース(受け付

けはスタート地点)

▽対象 県内在住者

▽種目 タイム宣言トリムマラソン(三キロの部)参加自由、

五キロの部(中学生以上)

▽賞 申告タイムと実際の所要

タイム差が五秒以内の人と最高

タイムの人記念品、参加者全員に参加賞を贈ります。

▽申し込み方法 十一月三十日(金)までに「参加種目、氏名、

学年または年齢、性別、住所」

を町教育委員会へ連絡ください。

勤務実績があることなどが必要です。早目に、勤務先と相談をしておいてください。有給休職参加の場合、所属先に対する人件費の一部を補てんする制度もあります。

▽募集説明会 次のとおり説明会が開かれます。

▽問い合わせ先 県婦人青少年課青少年係(電話山口②31-5515)

一、内線三三七二、三三七三) 辻)は夫勝三さんの▽山信義之

内積立金として月額五万円(本邦在住期間)九万円(海外在住期間)積み立てます。

▽費用 訓練、派遣経費、災害補償などは事務局が負担

▽休職と所属先補てん制度 休職などの措置で参加を希望する人はその条件として、業務との関連のある分野への協力であること、また少なくとも三年間のこと、また少なくとも三年間の

期間)積み立てます。

▽香典返し▽徳永君子さん(岩

吉さんの▽飯田宏史さん(赤追

は長男正志さんの

△篤志▽匿名(32回)

△ボランティア基金▽林芳明さ

ん(北祝)▽匿名(沖の原)

△町社会福祉協議会へ

△福永孝子さん(砂三)は夫正

吉さんの▽飯田宏史さん(赤追)

△善意はここに

さん(秋川)は母トミコさんの

△福永孝子さん(砂三)は夫正

吉さんの▽飯田宏史さん(赤追)

19日 姉人字報 1.30



11月のメモ

- 9日 三歳児健康診査（役、後1時半）
 11日 町産業祭
 12日 ポリオ生ワク投与（役、後1時半）
 13日 健康相談（役、前9時半）育児相談（役、後1時半）
 15日 心配ごと相談、交通事故相談（公、前10時）
 16日 町同和教育推進大会（公、後1時50分）
 20日 婦入学級（公、前9時半）切り絵教室（公、後1時半）三種混合（役、後2時半）
 24日 献血（役、前9時）
 25日 親と子の本読みの会（公、前9時半）
 27日 歯科検診（役、後1時）
 30日 麻しん（新井医院）あじのす大学（公、後1時半）
 （役=役場、公=公民館）

今月の納税～11月～

○国民健康保険税

町の住民登録人口 (59年10月31日現在)		前月比
世帯	2,258世帯	±0
人口	8,399人	-11
(男 3,907人 女 4,492人)		
(国勢調査 昭和55年10月1日)		
世帯	2,283世帯	
人口	8,327人	
(男3,887人 女4,440人)		

11月1日～7日

文化財保護強調週間

文化財をみんなで大切に守りましょう

健康食品とJASマーク
さて、最近は健康への関心が高まっており、健康に気を配った食生活を心がける人が多くなりました。そのせいか、健康によいといわれる豆乳の人気が高

さて、最近は健康への関心が高まっており、健康に気を配った食生活を心がける人が多くなりました。そのせいか、健康によいといわれる豆乳の人気が高

ります。そこで、"健康食品"もJAS制度の対象として考えるよう、今後、調査検討が進められることになっています。

✓
年金相談所を開きます
 今月二十一日(水)に
 町公民館で
 の年金担当官を招いて次のとおり年金相談所を開きます。

ひこの機会をご利用ください。
 ▽日時 十一月二十一日(水)
 午前十時から午後二時まで
 ▽場所 町公民館一階講座室
年金証書の受け取りを
 町では十二月支給からの国
 民年金証書の受け渡し出張サ
 ービスを十月に行いましたが、
 来られなかつた人は町役場住
 民課へ受け取りに来てください。

法律でお悩みの方は、ぜひ
 ご利用ください。
 ▽日時 十一月十三日(火)
 午後一時から四時まで
 ▽場所 町役場二階議会議
 場
年金に関するご相談は、ぜ
 るべく発生しているための
 年金に関するご相談は、ぜ

行政に対する意見や相談の
 受け付け
 ○左記の手続き書類などにつ
 いて
 ●土地利用に関するもの（農
 地転用許可、占用許可）
 ●當業許可に関するもの（建
 設業、飲食業、旅館などの
 許可）
 ●身分に関するもの（戸籍、
 外国人登録等の届出申請書）
 ●権利義務、事実証明に関す
 るもの（契約書など）
 ●会社法人設立に関するもの
 ●告訴、告発状、内容証明に
 関するもの
 ●保険、年金などに関するも

品がどのようにして作られ、品質はどうなっているのか、疑問に思つたことはありませんか。こんなとき、頼りになるのがJAS（日本農林規格）マークです。JASマークは、国が認めた工場で作られ、国が定めたJAS規格に合格した製品につけられるマーク。いわば、品質を保証してくれる“安心の目安”です。

JAS（日本農林規格）マークは、実はこの豆乳にもJAS規格があり、ほとんどの商品にJASマークがつけられています。しかし、健康増進をうたい文句にしたいわゆる健康食品はとくに必ずしも品質的に保証されている物ばかりとは限らず、使い方によってはかえって弊害の出ているものがあるようです。



安心の“目安”

JASマーク普及推進月間

代理人でも結構ですが、印
 鑑をお忘れなく。
 十一月支給は十一月十一日
 (月)以降、郵便局で受給で
 きます。

無料行政相談所

会山口地区会では無料行政相
 談所を次のとおり開きます。
 ▽日時 十一月十七日(土)
 午前十時から午後二時まで
 ▽場所 丸久小郡店

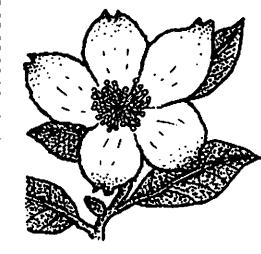
無料法律相談所
 を開きます
 今月十三日、役場で

（財）法律扶助協会山口県
 支部と県弁護士会では、巡回
 無料法律相談所を次のとおり
 開きます。

法律でお悩みの方は、ぜひ
 ご利用ください。

△日時 十一月十三日(火)
 午後一時から四時まで
 △場所 町役場二階議会議
 場

お
ら
せ



県行政書士会と県行政書士
 会山口地区会では無料行政相
 談所を次のとおり開きます。

△日時 十一月十七日(土)
 午前十時から午後二時まで
 △場所 丸久小郡店